



広島県報

定期
第 97 号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

規則	
県立広島大学管理規則の一部を改正する規則	（大学企画管理室）
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正 する規則	（保健対策室）
訓令	
広島県決裁規程の一部を改正する訓令	（行政管理局）
告示	
救急病院等の認定	（医療対策室）
救急病院等の協力申出の撤回及び救急病院等の認定	（ "
漁業災害補償法の規定による漁獲共済義務加入申込みに 対する同意	（漁業調整室）
保安林予定森林	（治山室）
解除予定保安林	（ "
解除予定保安林の変更	（ "
道路の区域変更（二件）	（道路河川管理室）
公告	
特定非営利活動法人の認証申請	（文化・県民協働室）
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新 設の届出	（地域産業振興室）
家畜人工受精に関する講習会の開催及び修業試験の実施	（畜産振興室）
採石業務管理者試験の合格者	（技術企画室）
開発行為に関する工事の終了	（建築指導室）
土地改良事業計画変更協議の適否決定（市町）	（広島地域事務所）

土地改良事業の工事の終了……………（東広島地域事務所）……………八

公安委員会告示

遊技機の型式の検定の告示……………八

正誤

平成十八年十二月六日付け広島県報（号外）第百六十六
号に登載の監査委員公表の訂正……………八

公布された規則のあらまし

県立広島大学管理規則の一部を改正する規則（規則第七十五号）（大学企画管理室）

一 改正の要旨

保健福祉学部看護学科における第三年次編入学定員を設定し、それに伴う収容定員の
変更を行った。

二 施行期日

平成十八年十二月二十一日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び広島県地方機関の長に対する事
務委任規則の一部を改正する規則（規則第七十六号）（保健対策室）

一 改正の要旨

精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律が施行され、「精神
病院」という用語が「精神科病院」という用語に改正されることに伴い、必要な用語の
整理を行った。

二 施行期日

平成十八年十二月二十三日

規則

県立広島大学管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十一日

広島県規則第七十五号

県立広島大学管理規則の一部を改正する規則

県立広島大学管理規則（平成十七年広島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。
第二条の表以外の部分中「入学定員」の下に、「第三年次編入学定員」を加え、同条の表を次のように改める。

広島県知事 藤 田 雄 山

学 部	学 科	入 学 定 員	第三年次 編入学定員	収 容 定 員
人間文化学部	国際文化学科	八五人		三四〇人
	健康科学科	三五人		一四〇人
経営情報学部	経営学科	六〇人		二四〇人
	経営情報学科	四〇人		一六〇人
生命環境学部	生命科学科	一一〇人		四四〇人
	環境科学科	五五人		二二〇人
保健福祉学部	看護学科	六〇人	五人	二五〇人
	理学療法学科	三〇人		一二〇人
	作業療法学科	三〇人		一二〇人
	コミュニケーション障害学科	三〇人		一二〇人
	人間福祉学科	四〇人		一六〇人

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十一日

広島県規則第七十六号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び広島県地方機関の長に
対する事務委任規則の一部を改正する規則

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正）

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和二十六年広島県規則第百二十五号）の一部を次のように改正する。

広島県知事 藤 田 雄 山

第十三条第一項中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

別記様式第五号の注1中「~~鑑査部~~」を「~~鑑査部~~」に改める。

（広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正）

第二条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第六十四号(六)、(七)、(八)、(九)及び(十)中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年十二月二十三日から施行する。

訓 令

広島県訓令第十六号

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年十二月二十一日

地 本
方 機
関 庁

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第三福祉保健部の部保健医療局の款保健対策室の項室長専決事項の欄第三号(三)、(四)

(五)、(六)及び(七)中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

別表第五呉地域保健所長及び福山地域保健所長の項第五号(六)、(七)、(八)及び(九)中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年十二月二十三日から施行する。

告示

広島県告示第千三十号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成十八年十二月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
広島市立舟入病院	広島市中区舟入幸町一四番二号	平成二二年二月二〇日	新規

広島県告示第千三十一号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急診療所として認定した。

平成十八年十二月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 協力の申出が撤回された病院

名 称	所 在 地
吉崎病院	広島市南区の場町二丁目四番二八号

二 救急診療所として認定された診療所

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
吉崎整形外科	広島市南区の場町二丁目四番二八号	平成二二年二月二〇日	新規

広島県告示第千三十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について、同意があったものと認めた。

平成十八年十二月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

区 域	区 分
江田島市区域 （深江漁業協同組合の地区）	総トン数十トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業

広島県告示第千三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第二項の規定によって、次の森林を保安林予定森林にした。

平成十八年十二月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

安芸郡坂町字徳地五一〇、字西側四四五三、四四五四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一） 次の森林については、主伐は、択伐による。

字徳地五一〇・字西側四四五三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四四五四

（二） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（三） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（四） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び坂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

広島県告示第千三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第二項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成十八年十二月二十一日

一解除に係る保安林の所在場所
東広島市高屋町杵原三九一九の六

二保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三解除の理由
指定理由の消滅

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第千三十五号
平成十六年広島県告示第千九百九十三号（解除予定保安林）を次のとおり変更した。
平成十八年十二月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 変更後の解除予定保安林の場所
江田島市沖美町岡大王字黒神九六五の四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び江田島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

広島県告示第千三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十九年一月四日までの間、縦覧に供する。

平成十八年十二月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

金屋壬生線

三 道路の区域

区 間		新	旧	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
安芸高田市美土里町本郷字小塩瀬四九九五番地先から 安芸高田市美土里町本郷字六袋山三二六五番一地先まで	新	一四・八〇〇	一四・八〇〇	四八四・〇〇	ダブルウェイ 解除物件延長 八九一・〇〇	
	旧	一四・八〇〇	一四・八〇〇	四八四・〇〇		

広島県告示第千三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十九年一月四日までの間、縦覧に供する。

平成十八年十二月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

百谷新市線

三 道路の区域

区 間		新	旧	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
福山市新市町大字戸手三三三九番一地先から 福山市新市町大字戸手三三三九番一地先まで	新	一三・〇〇〇	一三・〇〇〇	四九・〇〇	ダブルウェイ	
	旧	一三・〇〇〇	一三・〇〇〇	四九・〇〇		
福山市新市町大字戸手三三三九番一地先から 福山市新市町大字戸手三三三九番一地先まで	新	一四・二〇〇	一四・二〇〇	五三・五〇	拡幅	
	旧	一四・二〇〇	一四・二〇〇	五三・五〇		

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十八年十二月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者	主たる所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
特定非営利活動法人安芸の国まちづくり推進機構	戸田 常一	広島県安芸高田市吉田町上入江二五番地	この法人は、広島県民に対して、人間の尊厳、能力の再生とそのためのまちづくりの推進に関する事業を行い、人々の生きがいと元気づくり、まちの再生と活性化に寄与することを目的とする。	平成一八年 一月六日
特定非営利活動法人財産管理サポートセンター	對馬 久子	広島県広島市中区職町二番二一〇七号	この法人は、高齢者、障害者等の社会的弱者に対して、関係諸官庁や家庭裁判所等と協力しながら、個人の暮らしを守り真に心豊かに充実した日常生活が過ごせるように人権の擁護と財産権の管理等について相談及び指導、支援等の事業を行い、人権と基礎となる財産権を擁護し、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	平成一八年 二月七日
特定非営利活動法人みます会	今井 みき	広島県広島市安佐南区沼田町大字件三番地の三（九〇五）	この法人は障害者・高齢者から子どもまで福祉サービスと必要とする人に対して、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されることにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるように支援する社会福祉事業を行うことを目的とする。	平成一八年 二月八日

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第二項の規定によって、大規模小売店舗の新設の届出があった。

平成十八年十二月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称
（仮称）藤三大野店
所在地
- 廿日市市大野字護安五二九一―一外
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 大規模小売店舗を設置する者
- 名称 株式会社 藤三 代表取締役 藤村 宗陸
住所 呉市広本町三丁目一二番二六号
- 小売業を行う者
- 名称 株式会社 藤三 代表取締役 藤村 宗陸
住所 呉市広本町三丁目一二番二六号
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成十九年八月一日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千四百五十二平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- 駐車場の収容台数
七十三台
- 駐車場の収容台数
四十二台
- 荷さばき施設の面積
六十八平方メートル
- 廃棄物等の保管施設の容量
二十立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時、閉店時刻 午後九時
- 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後九時三十分まで
- 駐車場の自動車の出入口の数
二箇所
- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで

七 届出年月日

平成十八年十一月三十日

八 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）

廿日市市産業観光部商工観光課（廿日市市下平良一丁目一―番一号）

2 縦覧期間

平成十八年十二月二十一日から平成十九年四月二十三日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

九 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年四月二十三日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

広島県家畜改良増殖法施行細則（昭和二十五年広島県規則第百六十二号。以下「細則」という。）第三条第一項及び第十一条第一項の規定によって、家畜人工受精に関する講習会及び修業試験を次のとおり実施する。

平成十八年十二月二十一日

一 家畜の種類

牛

二 講習会などの日時

1 講習会

平成十九年一月二十九日（月）から二月二十六日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）

2 修業試験

平成十九年二月二十七日（火）午前九時から午後五時まで

広島県知事 藤 田 雄 山

三 講習会などの場所

1 講習会

(一) 講義

広島県立農業技術大学校（庄原市是松町五五・一）

(二) 実習

広島県立畜産技術センター（庄原市七塚町五八四）

2 修業試験

広島県立農業技術大学校（庄原市是松町五五・一）

四 講習科目

1 学科

区 分	科 目	時 間 数
一般科目	畜産概論	四
	家畜の栄養	三
	家畜の飼養管理	三
	家畜の育種	七
	関係法規	三
	生殖器解剖	五
	繁殖生理	一三
専門科目	精子生理	七
	種付けの理論	四
	人工授精	一七

2 実習

区 分	科 目	時 間 数
実習	家畜の飼養管理	四
	家畜の審査	七
	生殖器解剖	四
	発情鑑定	六
	精液精子検査法	八
	人工授精	四五

五 講習対象者

- 1 県内の畜産関係施設で研修を受けている者
- 2 広島県立大学又は県立広島大学の在学生で、学長の推薦するもの
- 3 広島県立農業技術大学の在学生で、学校長の推薦するもの
- 4 県内の畜産関係機関及び団体などの勤務者で、家畜改良増殖に関する業務を行っているもの
- 5 県内において家畜人工受精業務を行う予定の者

六 講習定員

三十人

七 講習手続

1 受講願の提出期限

平成十九年一月十九日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで）

郵送の場合は、平成十九年一月十九日までの消印があるものに限り受け付ける。ただし、提出期限までに受講申込書が定員に達した場合は、その時点で受付を終了する。

2 受講願の提出先

広島県農林水産部農水産振興局畜産振興室（〒七三〇・八五一 広島市中区基町一〇番五二号）又は住所を所轄する家畜保健衛生所
郵送する場合は、封筒の表に「講習会受講願在中」と朱書すること。

なお、前期五2及び3に該当するものにあつては、学長又は学校長が取りまとめて提出すること。

八 受講手数料

一万七千八百円

この手数料は、一万七千八百円に相当する額の広島県収入証紙を受講願の所定の欄にはつて納めること。

この広島県収入証紙には消印をしないこと。
なお、納付された受講手数料は、返還しない。

九 受講及び修業試験の免除

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二十四条の二の規定によつて受講及び修業試験の免除を受けよとする者は、細則第十二条の規定によつて、細則別記様式第三号の受講等免除願及び細則別記様式第四号による学科目取得証明書を受講願の提出期限までに提出すること。

十 受講者の決定

受講者を決定後、本人に通知する。

十一 合格者の公表

試験実施日から起算して一か月以内に合格者の氏名を広島県報に登載するとともに、本人に合格証を交付する。

平成十八年十月十三日に実施した採石業務管理者試験の合格者を次のとおり追加する。

平成十八年十二月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

村上 和明

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年十二月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

廿日市市阿品三丁目二五三番一六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区八重洲二丁目三番一三三

藤和不動産株式会社

代表取締役 杉浦 重厚

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

三菱地所株式会社

代表取締役 大山 智

次の土地改良事業計画変更協議については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定によつて、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業変更計画書の写しを次により平成十八年十二月二十一日から平成十九年一月十日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第九條第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年十二月二十一日

広島県広島地域事務所長 山 本 敏 昭

事業主体	地区名	事業名	縦覧場所
広島市	中井原	区画整理	広島市安佐北区役所

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定によって、届出があった。

平成十八年十二月二十一日

広島県東広島地域事務所長 日 當 康 典

事業主体	地区名	事業名	完了年月日
東広島市	志和北地区	農業用道路整備事業	平成一六年一〇月 二九日

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第106号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年12月21日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6S0856	告示の日 (平成18年 12月21日) から3年間	回胴式遊技機	ハバクウ ザフュー チヤー α	株式会社 タイヨー 代表取締役 木下 秀治 (東京都千代田区三崎町 一丁目4番17号)	左 同
6P1148	同 上	ぱちんこ遊 技機	C R Aサ ンダーバ ト W	株式会社 藤商事 代表取締役 松元 邦夫 (大阪府大阪市中央区内 本町一丁目1番4号)	左 同

6P1158	回	上	回	上	ハイパー ジャン プレー	株式会社 松元桃山町 代表取締役 井井桃山町 (愛知県豊田一丁目127番地)	正 誤
--------	---	---	---	---	--------------------	--	-----

正 誤

平成十八年十二月六日付け広島県報（号外）第百六十六号に登載の監査委員公表（平成十七年度包括外部監査の結果に基づく措置状況）の一部を次のように訂正する。

監査委員事務局主任監査監

ページ	段	行	誤	正
一	上	一	知事	関係機関